

湯河原町学校給食費に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに
公布する。

令和7年7月15日

湯河原町長

内藤喜文

湯河原町規則第23号

湯河原町学校給食費に関する条例施行規則の一部を改正する規則

湯河原町学校給食費に関する条例施行規則（令和4年湯河原町規則第36号）
の一部を次のように改正する。

第3条中「小学校」を「小学校及び中学校」に改める。

第4条第1項中「学校給食を受ける児童の保護者等は児童1人につき3,000
円とし、教職員その他学校給食を受ける者は5,500円」を「次に掲げる額」に改
め、同項に次の5号を加える。

- (1) 学校給食を受ける児童の保護者等は児童1人につき3,000円
- (2) 学校給食を受ける中学校の第二学年以下の生徒の保護者等は生徒1人
につき5,500円
- (3) 学校給食を受ける中学校の第三学年の生徒の保護者等は生徒1人につ
き4,800円
- (4) 小学校の教職員その他小学校において学校給食を受ける者は5,500円
- (5) 中学校の教職員その他中学校において学校給食を受ける者は6,200円

第4条第2項第1号中「児童」の次に「、生徒」を加える。

第9条第1項ただし書中「3日（当該日数の算定については、休日及び12月29
日から翌年1月3日までの日を除く。次項において同じ。）前」を「4日（当該
日数の算定については、休日及び12月29日から翌年1月3日までの日を除く。次
項において同じ。）前」に改め、同条第2項中「3日前」を「4日前」に改める。

「

様式第1号中「湯河原町立 小学校」を「湯河原町立」に改め、

- 1 この申込書は、学校給食を受ける児童1人につき1枚ずつ提出してください
- 2 この申込書は、提出日から児童が湯河原町立の小学校に在学する期間中有申込書に記載した事項に変更が生じた場合は、その都度、学校給食変更届出てください。
- 3 児童の給食提供に当たり、食物アレルギー、宗教上の理由等で特別な配慮の欄に記入してください。

い。

効です。ただし、提出した書（様式第2号）を提出し

を削り、同様式に備考として次のように加える。

が必要なときは、特記事項

」

備考 給食の提供に当たり、食物アレルギー、宗教上の理由等で特別な配慮が必要な場合は、特記事項の欄に記入してください。

様式第2号中「児童」を「児童・生徒」に、「湯河原町立 小学校」を「湯河原町立」に改める。

様式第3号から様式第5号までの規定中「児童」を「児童・生徒」に改める。

様式第6号中「湯河原町立 小学校」を「湯河原町立」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和7年9月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現に提出されているこの規則による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この規則による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

（準備行為）

- 4 第2条に規定する申込書の届出に関し必要な行為は、この規則の施行の日前においても、同条の規定の例により行うことができる。